

2022年6月8日

株 主 各 位

東京都港区芝公園二丁目11番1号
株式会社エス・エム・エス
代表取締役社長 後 藤 夏 樹

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会へのご来場を見合わせ、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2022年6月23日(木曜日)午後6時まで**に、「議決権行使についてのご案内」に沿って書面又はインターネットにより議決権を行使していただくようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日(金曜日)午前10時(開場：午前9時半)
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 5階 「瑞雲(ずいうん)」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項
報告事項 第19期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
(1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

以 上

- ◎ 法令及び当社定款第15条の規定に基づき、以下の事項につきましてはインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.bm-sms.co.jp/ir/library/shareholders/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

なお、①及び②の事項は監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告に含まれております。また、③から⑥の事項は会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれております。

①会社の株予約権等に関する事項

②会社の体制及び方針

③連結株主資本等変動計算書

④連結注記表

⑤株主資本等変動計算書

⑥個別注記表

- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.bm-sms.co.jp/ir/library/shareholders/>）に掲載させていただきます。

- ◎ 本株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応については、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.bm-sms.co.jp/ir/library/shareholders/>）に掲載しております。なお、感染拡大の状況や政府からの要請等により、本株主総会の開催場所や運営方法を変更する場合にも、同ウェブサイトに掲載することがございますので、ご来場の際には事前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

ご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解の程、お願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使方法は以下の3つでございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面又はインターネットでの議決権の行使をお願い申し上げます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時半）




書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

○○○○○○○ 御中

株主総会日 議決権の数 XX 票

XXXXXXXXXX年XX月XX日

議決権行使書用紙のイメージ

議決権の数 XX 票

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXX

見本

〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

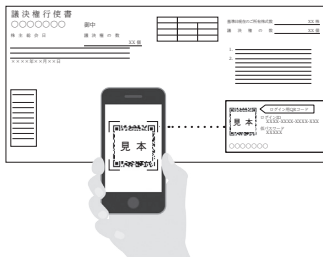
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

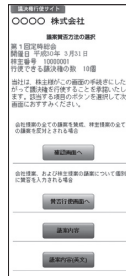
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



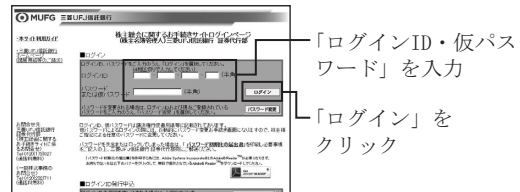
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

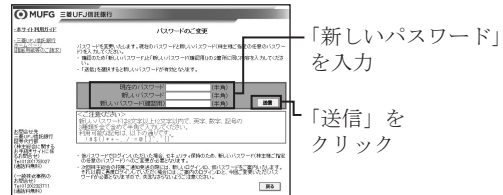
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 概況

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
売上高	35,960	38,899	2,938	8.2%
営業利益	5,470	6,318	848	15.5%
経常利益	6,653	7,726	1,073	16.1%
親会社株主に帰属 する当期純利益	4,800	5,408	607	12.7%

当社グループは、「高齢社会に適した情報インフラを構築することで人々の生活の質を向上し、社会に貢献し続ける」ことをグループミッションに掲げています。医療・介護・ヘルスケア・シニアライフを高齢社会における事業領域とし、価値提供先である従事者・事業者・エンドユーザをつなぐプラットフォームを情報インフラと定義しています。高齢社会を取り巻く人々を情報を介してサポートする情報インフラの構築を通じ、高齢社会で生じる様々な課題を解決し、生活の質の向上に貢献していきます。

未曾有の少子高齢化・人口減少時代が到来

日本では、急速な少子高齢化と人口減少が同時に進行する、かつて誰も経験したことがない時代が到来しています。65歳以上の高齢者人口は2021年10月時点で3,621万人に達し（注1）、既に25%を超える高齢化率は、高齢者人口が3,900万人を超えピークに近づく2040年には35%を上回る見通しです。一方、経済活動の中核を担う15～64歳の生産年齢人口は減少に歯止めがかからず、その人口構成比は2000年の68%から、2040年には50%近くにまで低下すると予測されています（注2）。

高齢社会が直面する「3つの課題」

このような人口動態の変化を背景として、経済動向や国家政策、人々の価値観といった社会のありようは大きく変容し、これまでにない新たな課題も生じています。当社グループは、高齢社会において解決すべき重要な社会課題を下記の3つと捉えています。

課題1：質の高い医療・介護サービスの提供が困難に

高齢化に伴い医療や介護の需要が増大する一方で、生産年齢人口の減少により、これらのサービスを支える従事者の不足が深刻な課題となっています。国の推計によると、医療・介護従事者の需給ギャップは2025年に看護師で6～27万人、介護職で22万人にまで拡大する見込みであり（注3）、高齢者や患者のケアを担う従事者の不足により、質の高い医療・介護サービスの提供が難しくなると予想されます。

課題2：現役世代の負担がより深刻に

高齢者人口の増加を受け、年金・医療・介護を支える社会保障費は、2040年には2018年と比較して約1.6倍の170兆円規模に増大すると見込まれています（注4）。一方、生産年齢人口の減少により、医療・介護のみならず、日本のあらゆる産業で労働力が不足していきます。そして、1人の高齢者を支える現役世代の人数は2018年の2.1人から2040年には1.5人にまで減少し、現役世代にかかる負担はますます重くなる見通しです（注5）。

課題3：高齢社会の生活にまつわる困りごとの解決が困難に

高齢化の進行により、社会で必要とされるサービスも変化しています。高齢社会では、介護や終活といった新たなニーズが生まれ、その需要は拡大していきます。しかし、こうした高齢社会の生活にまつわる情報は質・量ともに不足しており、また整理された形で提供されていないという問題があります。さらに、今後多くの産業で労働力が不足することで、高齢社会で求められるサービスの供給自体が不十分となることも懸念されます。このため、高齢者やその家族にとって、生活におけるさまざまな困りごとの解決が難しくなることが想定されます。

高齢社会の課題と解決の方向性

当社グループは、高齢社会が直面する3つの課題を情報インフラの構築を通じて解決していくため、それぞれの社会課題に対して具体的な解決の方向性を定めています。

まず、質の高い医療・介護サービスの提供が困難になるという課題（課題1）に対しては、圧倒的な人材の需給ギャップを解消するとともに、これらのサービス提供を担う事業者の業務効率向上や経営課題を解決することが重要であることから、「医療・介護の人手不足と偏在の解消」と「医療・介護事業者の経営改善」が解決の方向性になると考えています。

また、社会保障費の増大と生産年齢人口の減少により現役世代の負担がより深刻になるという課題（課題2）に対しては、より多くの人が生産性高く、健康に長く働けるようにすることが、「健康な労働力人口の増加」を通じて、課題の解決につながると考えています。

そして、高齢社会の生活にまつわる困りごとを解決するのが困難になるという課題（課題3）に対しては、高齢社会に関わる様々な情報を分かりやすく整理し、「多様な選択肢と質の高い意思決定情報を提供すること」が、解決につながると考えています。

各事業分野での取り組み

当社グループでは、上記の課題と解決の方向性を踏まえ、各事業分野で社会課題解決に向けた取り組みを行い、グループミッションの実現と、持続的な成長を通じた長期的な企業価値の向上を目指しています。

<キャリア分野>

キャリア分野においては、「質の高い医療・介護サービスの提供が困難になる」という社会課題（課題1）に対し、医療・介護従事者と事業者の最適なマッチングを通じ、「医療・介護の人手不足と偏在の解消」に貢献することで解決を目指しています。

医療領域においては、今後、従事者の需要の拡大と同時に、必要とされる医療機能が急性期から慢性期、在宅といった分野にシフトしていくと予想されます。求められる医療が変化する中、医療従事者の需給ギャップはますます拡大しており、また、医療機能間や地域間の偏在も大きな課題となっています。医療キャリアでは、医療従事者に対し、従事者の職業人生の全期間を通じて、就職・転職・復職の支援、スキル・キャリアアップ情報の提供など、「キャリアを一歩前に進める」ための支援をしています。事業者に対しては、人材の採用や労働環境の改善などの人材関連課題の解決を支援するとともに、そこでの働き方やキャリアの魅力に従事者に的確に伝えていくことで、社会から求められるより良い事業者への就業を支援することが可能になります。従事者が理想のキャリアを歩むことを支援しながら、必要とされる医療機能・地域の事業者への最適なマッチングを促すことで、医療従事者の不足と偏在の解消に貢献していきます。

介護領域においては、高齢者の増加に伴い、日常生活において介助を必要とする要介護者の増大が見込まれており、長期間にわたって圧倒的な従事者不足が続くことが確実です。国の推計によると、介護職の不足数は2025年の22万人から、2040年には65万人にまで拡大する見通しとなっています（注3）。介護キャリアでは、介護従事者の圧倒的な不足を解消するため、介護業界への新規就業者を増やすと同時に、定着を促し業界外への離脱を減らしていく取組みを行っています。資格取得スクールを通じて未経験者の資格取得を支援し、未経験者でも働きやすく育成環境の整った事業者への就業をサポートすることで、業界外からの新規就業を促進しています。就業後は、従事者の不安や職場での悩みを解消する定着支援サービスを通じ、早期離職の防止に貢献しています。また、従事者がスキルや経験を活かしてやりがいを持って働ける最適な介護事業者とのマッチングを行うとともに、採用や労働環境の改善といった事業者の人材関連課題の解決を支援し、従事者にとってもより良い職場環境の実現につなげることで、従事者の定着と業界からの離脱防止にも貢献していきます。

今後も、医療・介護の人手不足と偏在の解消に向け、従事者・事業者への提供価値を最大化し、長期にわたり持続的な成長を実現していきます。

<介護事業者分野>

介護事業者分野においては、「質の高い医療・介護サービスの提供が困難になる」という社会課題（課題1）に対し、サブスクリプション型の経営支援プラットフォーム「カイボケ」の提供を通じ、「介護事業者の経営改善」に貢献することで解決を目指しています。全国には25万もの介護事業所が存在し（注6）、その8割を従業員50人未満の法人が占めており（注7）、小規模ゆえの経営課題を抱えている事業者も数多く存在しています。書類作成などの間接業務に多くの時間を割かれる上に、人材採用難による人手不足、購買力の弱さ、資金繰り難といった業務上や経営上の問題があり、本来注力すべき高齢者のケアに十分に集中できないことが事業者共通の悩みの種となっています。カイボケでは、介護事業所の運営に不可欠な保険請求の機能に加えて、業務・採用・購買・金融・営業・M&A等を支援する40以上のサービスをワンストップで提供することにより、介護事業者の経営を総合的に支援し、事業者の経営改善とサービス品質向上に貢献

していきます。

今後も、カイボケを提供する介護サービス種別の拡張、サービス利用事業者数の拡大、経営に必要なサービスの開発と利用促進、蓄積された介護経営データの分析・活用により、経営支援プラットフォームとしての提供価値を最大化し、長期にわたり持続的な成長を実現していきます。

<事業開発分野>

事業開発分野（ヘルスケア事業領域）においては、社会保障費の増大と生産年齢人口の減少により「現役世代の負担がより深刻になる」という社会課題（課題2）に対し、企業の健康経営を支援するプラットフォームの提供を通じ、「健康な労働力人口の増加」に貢献することで解決を目指しています。生産年齢人口の減少により、日本では今後、あらゆる産業で労働力が不足すると予想される中、現役世代の中には、糖尿病などの重篤な病や認知症に進行することも多い生活習慣病の患者やその予備軍が多く存在しています。また、過労や職場でのストレスなどに起因したメンタル不調も深刻で、うつ病などの気分障害が原因で医療機関を受診する患者数は近年増加傾向にあります。労働力の減少を食い止め、その生産性を高めていく上では、人々が長く健康に働けることが不可欠です。国も生活習慣病予防やメンタルヘルス改善のための対策に力を入れており、中でも企業が従業員とその家族の健康増進に取り組む「健康経営」の普及促進に向けた政策を積極的に推進しています。当社グループでは、医師や看護師、管理栄養士などの医療従事者の力を活用したエビデンスに基づくデジタルヘルスサービス（注8）を企業や健康保険組合に提供する健康経営支援プラットフォームを構築することで、従業員とその家族の健康増進に貢献していきます。当社グループが有する医療従事者ネットワーク、ICTの知見及び官公庁等との実証事業の実績という強みを活用することで、健康保険組合に対する遠隔での特定保健指導サービスや企業に対する産業保健サービス等の安価で実効性のあるソリューションの提供を実現しています。

今後も、サービス利用企業数・利用者数の拡大、健康経営に必要なサービスの開発、医療従事者の確保・育成によるサービス品質向上、蓄積されたデータの分析・活用により、健康経営支援プラットフォームとしての提供価値を最大化し、加速度的な成長を実現していきます。

事業開発分野（シニアライフ事業領域）においては、「高齢社会の生活にまつわる困りごとの解決が困難になる」という社会課題（課題3）に対し、生活にまつわる悩みやニーズを抱えた人々を、その解決に役立つ相談先やサービスにつなぐ困りごと解決プラットフォームの構築を通じ、「多様な選択肢と質の高い意思決定情報の提供」をすることで解決を目指しています。介護で悩む人向けコミュニティサービスにおいて、他の介護者との交流や専門家からのアドバイスを通じて介護を中心とした多様な困りごとの解決を支援すると共に、住まい・食・終活など特定テーマの困りごとを持つ人々を、解決策を提供する事業者につなぐサービスを提供することで、エンドユーザが抱えるあらゆる困りごとの解決を総合的に支援していきます。

今後も、介護で悩む人向けコミュニティの介護の総合相談窓口としての価値向上、高齢社会特有のテーマの拡張とその中でのサービスの拡充、困りごとの解決策を提供する提携事業者の拡大、提携事業者向け経営支援を通じて、困りごと解決プラットフォームとしての提供価値を最大化し、加速度的な成長を実現していきます。

<海外分野>

海外分野（メディカルプラットフォーム事業領域）においては、アジア・パシフィック地域（APAC）では相対的に「医薬品・医療機器等の普及が遅く、医療の質が十分ではない」という社会課題に対し、医療関連事業者等と医療従事者をつなぐAPAC各国に最適化されたメディカルプラットフォームの構築を通じ、「医療の普及と安全性の向上を促進」することで解決を目指しています。当社グループが有するAPAC各国の医療従事者の会員基盤を活かし、全世界の製薬会社をはじめとした医療関連事業者等のマーケティング活動を支援しています。価値のある情報を特定・作成・整理しローカライズした上で医療従事者に提供することによって、さらなる会員基盤の拡大・活性化につなげ、医療関連事業者等のより効果的・効率的なマーケティング活動に貢献していきます。

今後も、サービス提供先の業種・業態の拡張、顧客数の拡大、提供する情報の種類・量の拡大と質の向上、医療従事者の会員基盤の拡大・活性化、蓄積された情報の分析・活用により、メディカルプラットフォームとしての提供価値を最大化し、長期にわたり持続的な成長を実現していきます。

海外分野（グローバルキャリア事業領域）においては、経済発展や高齢化に伴い世界的に医療サービスに対するニーズが高まる中で「世界的な医療従事者の不足と偏在」が生じているという社会課題に対し、世界の医療従事者と医療事業者をつなぐ医療従事者供給プラットフォームを構築することで、解決を目指しています。各国の医療従事者と医療事業者の需給状況に応じて、クロスボーダー／ドメスティックで最適なマッチングを促進することで、グローバルな医療の質の向上に貢献していきます。

今後も、紹介先医療事業者の展開国と事業者数の拡大、就業を支援する医療従事者側の展開国及び従事者数の拡大、事業者と従事者の最適なマッチングとマッチング量の拡大により、医療従事者供給プラットフォームとしての提供価値を最大化し、長期にわたり持続的な成長を実現していきます。

当社グループは、今後も拡大する市場から生まれる様々な事業機会を捉え、国内外において新たなサービスを数多く生み出すことで社会課題の解決に貢献し、持続的かつ長期的な成長を実現していきます。

当連結会計年度における当社グループの経営成績は、以下のとおりです。

売上高は、「カイポケ」の会員数増加及び海外事業の拡大等により、38,899百万円（前期比8.2%増）となりました。

営業利益は、6,318百万円（前期比15.5%増）となりました。

経常利益は、7,726百万円（前期比16.1%増）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、5,408百万円（前期比12.7%増）となりました。

(注1) 総務省「人口推計」

(注2) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」

(注3) 看護師：厚生労働省「医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会」
介護職：厚生労働省「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数」

(注4) 内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」
金額は年金・医療・介護の合計

(注5) 内閣府「令和2年版高齢社会白書」

(注6) 厚生労働省「介護給付費等実態統計（令和2年3月審査分）」

(注7) 当社調べ

(注8) デジタルヘルス：AI、ICT、IoT、ウェアラブルデバイス、ビッグデータ解析など最新のデジタルヘルス技術を活用し
医療やヘルスケアの効果を向上させること

② 分野別の概況

当社グループでは、キャリア・介護事業者・海外・事業開発の4分野を事業部門として開示しています。また、キャリア分野は介護キャリア・医療キャリアに細分化し開示しています。

<事業部門別売上高>

(単位：百万円)

事業部門	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
キャリア分野（注）	23,469	23,498	29	0.1%
介護キャリア（注）	10,948	10,487	△461	△4.2%
医療キャリア（注）	12,521	13,011	490	3.9%
介護事業者分野	5,918	7,192	1,274	21.5%
海外分野	5,147	6,362	1,214	23.6%
事業開発分野（注）	1,424	1,844	419	29.5%
合計	35,960	38,899	2,938	8.2%

(注) キャリア分野に計上していた医療・介護事業者向けストレスチェック事業を当連結会計年度の期首より事業開発分野に変更したことに伴い、前連結会計年度の実績を組み替えております。

<キャリア分野>

キャリア分野においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、人材紹介サービスにおける受注活動への一時的なマイナス影響が発生しています。特に、2021年7月～9月及び2022年1月～3月の感染者数拡大により、想定以上のマイナス影響を受けました。

また、介護キャリアで2020年8月より介護職向け派遣サービスの新規契約を停止したこと、医療キャリアでは当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」等の適用を行ったことにより、前期比でマイナスの影響がありました。

以上の結果、キャリア分野の当連結会計年度の売上高は、23,498百万円（前期比0.1%増）となりました。

<介護事業者分野>

介護事業者分野においては、介護事業者向け経営支援プラットフォーム「カイポケ」が順調に成長しました。会員数の増加に加え、タブレットやスマートフォン等の有料オプションサービスの利用拡大が成長に寄与しました。

以上の結果、介護事業者分野の当連結会計年度の売上高は、7,192百万円（前期比21.5%増）となりました。

<海外分野>

海外分野においては、メディカルプラットフォーム事業が大きく成長しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響下でデジタルシフトが進み、オンラインイベント・デジタル商材等が好調に推移しました。

グローバルキャリア事業もまた、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う一定の渡航制限の影響がありながらも、大きく成長しました。

以上の結果、海外分野の当連結会計年度の売上高は、6,362百万円（前期比23.6%増）となりました。

<事業開発分野>

事業開発分野においては、ヘルスケア事業領域におけるICTを活用した遠隔での特定保健指導・産業保健等のサービス、シニアライフ事業領域におけるリフォーム事業者情報や葬儀社紹介サービス等を中心に、新規事業の開発・育成が進みました。

以上の結果、事業開発分野の当連結会計年度の売上高は、1,844百万円（前期比29.5%増）となりました。

(2) 設備投資の概況

当連結会計年度における設備投資額は2,012百万円です。

主な内容は、介護事業者向け経営支援プラットフォーム「カイポケ」等のシステム開発投資及び業容拡大に伴う事業拠点拡充のための投資等です。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、重要な資金調達は行っておりません。

(4) 重要な企業再編等の状況

当連結会計年度においては、重要な企業再編等は行っておりません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、持続的な成長と社会への貢献を通じて、長期的な企業価値向上を実現することを最も重要な課題と考えています。既存事業の更なる成長と積極的な新規事業の開発・育成により高齢社会で生じる様々な課題を解決し、当期純利益を継続的に成長させていくことを目指しています。このような認識のもと、各事業部門において以下のような取り組みを推進しています。

① キャリア分野

当社グループでは、キャリア分野の成長が当社グループの持続的な成長の土台になると考えています。医療・介護従事者と事業者の最適なマッチングを通じ、医療・介護の領域における人手不足と偏在の解消に貢献していきます。

このような方針のもと、今後もキャリアパートナーの継続的な採用・育成を通じた既存サービスの拡大、従事者・事業者のニーズに応える多様なサービスの開発・育成を進めると共に、看護師、介護職向け人材紹介等に続く新たな成長事業を育成していきます。

② 介護事業者分野

当社グループでは、介護事業者分野の成長が当社グループの持続的な成長を牽引すると考えています。経営支援プラットフォーム「カイポケ」を提供する介護サービス種別の拡張、サービス利用事業者数の拡大、経営に必要なサービスの開発と利用促進、蓄積された介護経営データの分析・活用により、経営支援プラットフォームとしての提供価値を最大化し、介護事業者の経営改善とサービス品質向上に貢献していきます。

このような方針のもと、今後も安定したシステム基盤の構築、営業体制の強化による会員数の着実な増加、介護事業者の経営改善に寄与する新サービスの積極的な開発に加え、継続的なシステム開発を通じて新たな介護サービス種別に対応するサービスの開発を進めていきます。

③ 海外分野

当社グループでは、MIMSグループのアジア・パシフィック地域（APAC）での圧倒的なブランド力、医療従事者の会員基盤及び医療・ヘルスケア関連事業者や医療機関との取引基盤を活用することで、海外戦略を強力に推進できると考えています。メディカルプラットフォーム事業やグローバルキャリア事業等を通じて、APACにおける医療の普及・安全性の向上と、世界的な医療従事者の不足と偏在の解消に貢献していきます。

このような方針のもと、メディカルプラットフォーム事業においてはオフライン・オンライン両面での様々なチャンネルを通じた最適なマーケティング手段の提供、グローバルキャリア事業においては展開国拡充を通じた事業拡大を進め、海外分野全体で力強い成長を図っていきます。

④ 事業開発分野

当社グループでは、長期的な成長を実現するためには、積極的な新規事業の開発・育成によりキャリア・カイポケ・海外事業に続く新たな主要事業を創出することが不可欠だと考えています。また、ヘルスケア領域及びシニアライフ領域を中心に新規事業の開発・育成を進めることで、社会保障費の増大と生産年齢人口の減少により「現役世代の負担がより深刻になる」、「高齢社会の生活にまつわる困りごとの解決が困難になる」という高齢社会における社会課題の解決に貢献できると考えています。

このような方針のもと、今後も事業開発を担う人材を積極的に採用・育成し、高齢社会で生まれる膨大な事業機会を確実に捉えて新たなサービスを次々と生み出していきます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 2019年3月期	第 17 期 2020年3月期	第 18 期 2021年3月期	第 19 期 2022年3月期
売 上 高 (百万円)	30,836	35,140	35,960	38,899
営 業 利 益 (百万円)	4,743	4,935	5,470	6,318
経 常 利 益 (百万円)	5,979	6,355	6,653	7,726
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	4,216	4,760	4,800	5,408
1株当たり当期純利益(円)	48.51	54.69	55.13	62.07
総 資 産 (百万円)	47,467	50,996	49,444	56,585
純 資 産 (百万円)	15,539	19,398	22,658	29,991
1株当たり純資産額(円)	176.55	220.86	257.14	340.10

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算定しています。

3. 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しています。

(7) 重要な子会社及び関連会社の状況

① 重要な子会社の状況 (注1)

(国内)

該当する重要な子会社はありません。

(海外)

会社名	住所	資本金	当社の 議決権比率	主要なサービス内容
SENIOR MARKETING SYSTEM ASIA PTE. LTD.	シンガポール	20 百万 シンガポールドル	100%	海外事業の統括及び海外の事業会社に対する投資等
MIMS PTE. LTD. (注2)	シンガポール	38 百万 シンガポールドル	100% (100%)	医療従事者・事業者向け医療情報サービス
MIMS (SHANGHAI) LIMITED. (注2)	中国	3 百万 米ドル	100% (100%)	医療従事者・事業者向け医療情報サービス
KIMS CO., LTD. (注2)	韓国	11,456 百万 韓国ウォン	100% (100%)	医療従事者・事業者向け医療情報サービス
MEDICA ASIA AUSTRALIA (HOLDCO) PTY LIMITED (注2)	オーストラリア	40 百万 豪ドル	100% (100%)	オーストラリアにおける持株会社
MIMS AUSTRALIA PTY LTD (注2)	オーストラリア	23 百万 豪ドル	100% (100%)	医療従事者・事業者向け医療情報サービス
MIMS (NZ) LIMITED (注2)	ニュージーランド	4 百万 ニュージーランドドル	100% (100%)	医療従事者・事業者向け医療情報サービス

(注1) 特定子会社を記載しております。上記以外の会社も含め、連結子会社の数は38社です。

(注2) 議決権比率欄内の()内は、間接所有割合です。

② 関連会社の状況

会社名	住所	資本金	当社の 議決権比率	主要なサービス内容
エムスリーキャリア 株式会社	東京都港区	100 百万円	49%	医師/薬剤師向け人材紹介等

(注) 上記以外の会社も含め、関連会社の数は3社です。

(8) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループでは、「高齢社会に適した情報インフラを構築することで人々の生活の質を向上し、社会に貢献し続ける」ことをグループミッションに掲げています。医療・介護・ヘルスケア・シニアライフを高齢社会における事業領域とし、価値提供先である従事者・事業者・エンドユーザをつなぐプラットフォームを情報インフラと定義して、様々なサービスを提供しています。国内においては、医療・介護従事者向けのキャリア関連事業を行うキャリア分野、介護事業者向け経営支援プラットフォームを提供する介護事業者分野、ヘルスケア・シニアライフを中心とした事業開発分野に区分して事業を行っており、これらに海外を加えた4分野を事業部門としています。

各事業部門における主なサービスの内容は下表のとおりです。

事業部門	主な事業内容
キャリア分野	介護職向け求人情報・人材紹介・資格取得スクール、看護師向け人材紹介、メディカル向け人材紹介等
介護事業者分野	介護事業者向け経営支援プラットフォーム
海外分野	メディカルプラットフォーム事業、グローバルキャリア事業等
事業開発分野	健康保険組合向け遠隔保健指導サービス、企業向けリモート産業保健サービス、リフォーム事業者情報提供サービス、葬儀社紹介サービス等

(9) 主要な拠点等 (2022年3月31日現在)

① 当社
本社

東京都港区芝公園二丁目11番1号 (注1)

② 子会社

株式会社エス・エム・エスサポートサービス

北海道札幌市中央区

SENIOR MARKETING SYSTEM ASIA PTE. LTD.

シンガポール (注2)

MIMS PTE. LTD.

シンガポール (注2)

MIMS (SHANGHAI) LIMITED.

中国 (注2)

KIMS CO., LTD.

韓国 (注2)

MEDICA ASIA AUSTRALIA (HOLDCO) PTY LIMITED

オーストラリア (注2)

MIMS AUSTRALIA PTY LTD

オーストラリア (注2)

MIMS (NZ) LIMITED

ニュージーランド (注2)

(注1) 全国14事業所

(注2) 海外の拠点：上記を含めアジア・オセアニアを中心とした16の国と地域

(10) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 当社グループの従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,303名	302名増

(注) 従業員数の増加は、主に医療・介護従事者向けキャリアサービス、介護事業者向け経営支援プラットフォーム「カイボケ」等に関連する人員増によるものです。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,109名	160名増	32.3歳	3.5年

(注) 従業員数は、当社から子会社への出向社員を除き、子会社から当社への出向社員を含む就業人員数です。

(11) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	8,604
株式会社三菱UFJ銀行	1,449

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 288,000,000株

(2) 発行済株式の総数 87,147,800株

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は38,200株増加しております。

(3) 株主数 6,600名

(4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
MORO合同会社	15,621,318	17.92
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	11,228,200	12.88
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	6,296,000	7.22
アズワン株式会社	2,404,000	2.75
第一生命保険株式会社 常任代理人 株式会社日本カストディ銀行	2,366,200	2.71
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC 常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行	2,261,614	2.59
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行	1,900,000	2.18
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部	1,863,840	2.13
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT 常任代理人 香港上海銀行東京支店	1,707,407	1.95
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 381572 常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部	1,463,400	1.67

(注) 1. 当社は、自己株式を561株保有していますが、発行済株式の総数及び株主数に含めて表示していません。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	後 藤 夏 樹	当社指名・報酬諮問委員 エムスリーキャリア株式会社取締役
取締役	杉 崎 政 人	当社経営管理本部長 エムスリーキャリア株式会社監査役
取締役 (監査等委員)	松 林 智 紀	当社筆頭独立社外取締役、当社監査等委員長、 当社指名・報酬諮問委員長 のぞみ総合法律事務所パートナー
取締役 (監査等委員)	伊 藤 耕 一 郎	当社指名・報酬諮問委員 伊藤国際会計税務事務所代表
取締役 (監査等委員)	鈴 村 豊 太 郎	東京大学大学院・情報理工学系研究科教授

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 松林智紀、伊藤耕一郎及び鈴村豊太郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 取締役 (監査等委員) 松林智紀は、弁護士として長年活躍しており、法律の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しています。
3. 取締役 (監査等委員) 伊藤耕一郎は、公認会計士・税理士として長年活躍しており、会計・税務の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しています。
4. 取締役 (監査等委員) 鈴村豊太郎は、国際的なコンピュータ科学者として活躍しており、ビッグデータの分析・活用などの分野においての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しています。
5. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして監査等委員会事務局を設置しているほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
6. 当社は、取締役 (監査等委員) 松林智紀、伊藤耕一郎及び鈴村豊太郎を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
7. 当社は、取締役 (監査等委員) 松林智紀の以前の所属先である田辺総合法律事務所と法律顧問契約を締結していますが、①同氏は、2007年11月に当社社外取締役に就任した後は同法律事務所において当社の依頼案件に関与していなかったこと、②同氏は、2017年2月末に同法律事務所を退所していること、③当社グループと同法律事務所との契約金額はいずれの事業年度においても当社グループ及び同法律事務所それぞれの年間連結総売上高に対し1%未満かつ1,000万円未満であることから、当社と田辺総合法律事務所との間の法律顧問契約は、同氏の社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。なお、同氏の現在の所属先であるのぞみ総合法律事務所と当社グループとの間には取引関係はありません。
8. 当社は、取締役 (監査等委員) 鈴村豊太郎の所属先である国立大学法人東京大学と求人広告掲載等に係る取引関係がありますが、同法人との取引金額はいずれの事業年度においても当社グループ及び同法人のそれぞれの年間連結総売上高に対し1%未満かつ1,000万円未満であることから、当社と同法人との取引は、同氏の社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

(2) 取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	136	129	6	2名
取締役 (監査等委員)	20	20	—	3名
合計 (うち社外役員)	156 (20)	150 (20)	6 (—)	5名 (3名)

(注) 非金銭報酬等の内容はストックオプションとしての新株予約権であり、当事業年度の費用計上額を記載しています。その保有状況は、第19期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項「当事業年度末に当社役員が有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、2016年6月24日開催の第13期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については月額報酬及びストックオプションとしての新株予約権を対象として年額200百万円以内（定款上の員数：9名以内。）、監査等委員である取締役については年額100百万円以内（定款上の員数：5名以内。）と決議しております。第13期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名、監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、指名・報酬諮問委員会への諮問、同委員会からの答申を経て、2021年5月19日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

- (a) 取締役の個人別の報酬等（(b)及び(c)に該当する報酬等を除く）の額又はその算定方法の決定に関する方針
当社と業績や業容等が近い企業の役員報酬額をベンチマークとして報酬の固定額を決定し、次年度以降の報酬の固定額については、利益成長率をベースとして、一定のテーブルに当てはめて決定する。
- (b) 取締役の個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等に係る業績指標の内容及びその業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針
業績連動報酬等は支給しない。
- (c) 取締役の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等の内容及びその非金銭報酬等の額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針
報酬としてのストックオプション（新株予約権）について、必要に応じて株主総会決議、指名・報酬諮問委員会への諮問・答申を経て、付与を決定する場合がある。
- (d) (a)～(c)の報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
既に付与した報酬としてのストックオプション（新株予約権）に係る金額を除き、原則として、全額を固定額の報酬とする。報酬としてストックオプション（新株予約権）を新たに付与する場合、固定額の報酬との割合の決定に関する方針を改めて取締役会で決議する。
- (e) 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針
固定額の報酬について、在任中に月額報酬として支払う。
- (f) 取締役の個人別の報酬等の内容について、その決定の全部又は一部を、取締役その他の第三者に委任することに関する事項
取締役の個人別の報酬の金額及び支払時期は、指名・報酬諮問委員会において決定するものとし、取締役会は、同委員会の委員である取締役（監査等委員）松林智紀、取締役（監査等委員）伊藤耕一郎及び代表取締役社長 後藤夏樹に対し、その権限を委任する。取締役会は、指名・報酬諮問委員会規程に従い、同委員会より、検討の経過及び結果の報告を受けるものとする。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年6月18日開催の取締役会にて、指名・報酬諮問委員会を構成する委員である取締役（監査等委員）松林智紀、取締役（監査等委員）伊藤耕一郎及び代表取締役社長 後藤夏樹に対し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ。）の個人別の報酬の金額及び支払時期を決定する権限を委任する旨を決議し、同委員会が当該事項を決定しています。その理由は、独立社外取締役2名と代表取締役によって構成され、筆頭独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会への委任により、個人別の報酬等の内容の決定に係る透明性及び公正性の向上を図るためであります。

なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬の金額及び支払時期の決定については、監査等委員全員の協議により、監査等委員長松林智紀に一任しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役（監査等委員）松林智紀は、のぞみ総合法律事務所パートナーですが、同法律事務所と当社との間には、特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）伊藤耕一郎は、伊藤国際会計税務事務所代表ですが、同会計税務事務所と当社との間には、特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）鈴木豊太郎は、東京大学大学院・情報理工学系研究科教授ですが、国立大学法人東京大学と当社との間には、求人広告掲載等に係る取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 筆頭独立社外取締役 監査等委員長 指名・報酬諮問委員長	松 林 智 紀	<p>当事業年度に開催された取締役会12回、監査等委員会12回の全てに出席しました。</p> <p>社外役員の中でただ一人、当社創業に近い時期から社外役員として当社の経営に関与してきており、当社の企業理念及びそれを踏まえた株主を含むステークホルダーへの貢献のあり方に関する深い理解を有しています。これらの経験及び理解を踏まえて、経営陣が当社グループの企業理念の実現と長期的な企業価値向上に繋がる経営を実行するための実効的な監視・監督機能を果たすことで、当社に対する余人をもって代えがたい貢献が期待されています。</p> <p>社外役員としての在任期間は、当社の社外取締役及び監査役としての在任期間を通算すると当事業年度末日時点で14年4ヵ月となり、これは代表取締役の役員としての在任期間を上回るものであることから、代表取締役に対する実質的な牽制機能も期待できます。</p> <p>加えて、弁護士として長年活躍しており、法律の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識に基づき、特に重要な経営上の意思決定のプロセスについて積極的に確認、助言を行うほか、計14回にわたり経営陣や重要な使用人を対象に職務の執行に関する事項の報告を受け、地方事業所への往査を実施するなど、期待される役割に対して適切に職務を遂行しております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席しており、経営陣から独立した立場で当社の役員候補者の選定や取締役の報酬等の決定に係る監督を主導しております。</p> <p>さらに、筆頭独立社外取締役として、経営陣との連絡・調整や独立社外取締役である監査等委員間の連携を図る役割を担うほか、株主との面談にも複数回対応し、建設的な対話を促進するための取組みを推進しております。</p>

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 指名・報酬諮問委員	伊藤 耕一郎	<p>当事業年度に開催された取締役会12回、監査等委員会12回の全てに出席しました。</p> <p>公認会計士・税理士として長年活躍しており、会計・税務の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識に基づき、経営陣に対する実効的な監視・監督を行うことを期待されています。</p> <p>社外役員としての在任期間は、当事業年度末日時点で3年9ヵ月となります。</p> <p>特に取締役会における予算及び決算に係る意思決定について、専門的見地から積極的に確認、助言を行うほか、特定監査等委員として会計監査人とのやり取りを担うなど、期待される役割に対して適切に職務を遂行しております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席しており、経営陣から独立した立場で当社の役員候補者の選定や取締役の報酬等の決定に係る監督を担っております。</p>
社外取締役（監査等委員）	鈴木 豊太郎	<p>当事業年度に開催された取締役会12回、監査等委員会12回の全てに出席しました。</p> <p>国際的なコンピュータ科学者として活躍しており、ビッグデータの分析・活用などの分野においての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。当社がミッションに掲げる「高齢社会に適した情報インフラの構築」を実現していく上で、当社が保有する国内外の医療・介護・ヘルスケア・シニアライフ関連の膨大なデータの経営への活用が必要不可欠となっております。グローバルで培われた知見に基づき、当社のこれらの活動の推進にあたっての監視・監督機能の発揮に加え、示唆に富む助言が期待されています。</p> <p>社外役員としての在任期間は、当事業年度末日時点で1年9ヵ月となります。</p> <p>特に監査等委員会における情報セキュリティに関する監査を主導したほか、データの分析・活用に関連する重要な会議に出席し専門的見地から意見を述べております。また、計10回にわたり、経営陣や重要な使用人を対象に職務の執行に関する事項の報告を受けるなど、期待される役割に対して適切に職務を遂行しております。</p>

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）として有用な人材を迎えるとともに、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めています。これにより取締役（業務執行取締役等である者を除く。）3名全員は当社との間で、当該責任限定契約を締結しています。契約内容の概要は次のとおりです。

取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は、その職務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合において、職務遂行にあたり、会社法第423条第1項の責任につき善意かつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項に定める額を限度額として、その責任を負うものとする。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職又は監督者の地位にある従業員（退任又は退職済の者も含む。）であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約は、被保険者が、その地位に基づいて行った行為に起因して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を填補するものであり、1年ごとに更新しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法行為であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

<ご参考> 指名・報酬諮問委員会

当社は、2018年12月に指名・報酬諮問委員会を設置しました。同委員会は、取締役の選任及び解任（代表取締役その他の経営陣の選定及び解職を含む。）に関する事項、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関する事項、代表取締役社長の後継者育成計画に関する事項、その他当社グループの重要な事項の審議を行うことを目的とする、取締役会の諮問機関です。なお、2021年5月より、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の金額及び支払時期の決定機関となっています。

委員は、独立社外取締役2名（いずれも監査等委員）と代表取締役の合計3名によって構成されており、筆頭独立社外取締役（監査等委員）が委員長を務めています。決議は、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって行うこととしています。

当事業年度における同委員会の活動状況は以下のとおりであります。

開催日	付議事項
2021年5月19日	<ul style="list-style-type: none">・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の改訂に係る審議・取締役選任議案及び代表取締役の選定並びに補欠の監査等委員である取締役の選任議案に係る審議
2021年6月18日	<ul style="list-style-type: none">・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の基準に係る審議・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の金額及び支払時期の決定
2022年1月19日	<ul style="list-style-type: none">・取締役の選任及び解任（代表取締役その他の経営陣の選定及び解職を含む。）の基準に係る審議・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の基準に係る審議

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 41百万円

当社グループが支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 41百万円

(注) 1. 会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に係る報酬を監査契約において明確に区分しておりません。また、実質的にもその区分を明確にすることができないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの総額にて報酬等の記載を行っています。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	27,823	流 動 負 債	16,207
現金及び預金	14,640	買掛金	307
仕掛金	5,842	1年内返済予定の長期借入金	1,999
貯蔵品	28	未払金	8,933
未収入金	25	未払費用	577
前払費用	6,757	未払法人税等	1,674
その他の資産	665	未払消費税等	460
貸倒引当金	27	契約負債	1,004
固定資産	△163	預り金	169
有形固定資産	28,762	賞与引当金	704
建物	876	リース負債	131
減価償却累計額	746	その他の負債	244
建物(純額)	△396	固定負債	10,387
工具、器具及び備品	350	長期借入金	8,054
減価償却累計額	864	退職給付に係る負債	173
工具、器具及び備品(純額)	△642	繰延税金負債	1,973
機械装置及び運搬具	222	リース債務	185
減価償却累計額	28	その他の	0
機械装置及び運搬具(純額)	△18	負債合計	26,594
使用権資産	9	(純資産の部)	
減価償却累計額	688	株主資本	30,123
使用権資産(純額)	△394	資本金	2,310
無形固定資産	294	資本剰余金	114
のれん	22,923	利益剰余金	27,699
ソフトウェア	8,907	自己株式	△1
商標	3,013	その他の包括利益累計額	△484
顧客関係資産	9,581	その他有価証券評価差額金	567
その他の資産	1,421	為替換算調整勘定	△1,052
投資有価証券	0	新株予約権	352
繰延税金資産	4,962		
敷金及び保証金	2,825	純資産合計	29,991
	975	負債・純資産合計	56,585
資産合計	1,160		
	56,585		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	38,899
売上原価	4,455
売上総利益	34,443
販売費及び一般管理費	28,125
営業利益	6,318
営業外収入	
受取利息	12
持分法による投資利益	1,509
その他	47
営業外費用	
為替差損	43
支払利息	79
その他	38
経常利益	160
特別利益	
固定資産売却益	1
特別損失	
固定資産除売却損	15
減損損失	3
投資有価証券評価損	1
税金等調整前当期純利益	21
法人税、住民税及び事業税	2,444
法人税等調整額	△145
当期純利益	2,298
親会社株主に帰属する当期純利益	5,408
	5,408

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	14,388	流 動 負 債	6,655
現 金 及 び 預 金	9,625	1年内返済予定の長期借入金	1,901
売 掛 金	4,058	未 払 金	1,706
仕 掛 品	3	未 払 費 用	333
貯 蔵 品	11	未 払 法 人 税 等	1,505
未 収 入 金	171	未 払 消 費 税 等	348
前 払 費 用	561	契 約 負 債	144
そ の 他	0	預 り 金	85
貸 倒 引 当 金	△42	賞 与 引 当 金	393
固 定 資 産	38,350	そ の 他	236
有 形 固 定 資 産	420	固 定 負 債	8,054
建 物	476	長 期 借 入 金	8,054
減 価 償 却 累 計 額	△192	長 期 預 り 保 証 金	0
建 物 (純 額)	283	負 債 合 計	14,709
工 具 、 器 具 及 び 備 品	387	(純 資 産 の 部)	
減 価 償 却 累 計 額	△250	株 主 資 本	37,676
工 具 、 器 具 及 び 備 品 (純 額)	137	資 本 金	2,310
無 形 固 定 資 産	2,978	資 本 剰 余 金	4,587
の れ ん	243	資 本 準 備 金	2,285
ソ フ ト ウ エ ア	2,735	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,302
そ の 他	0	利 益 剰 余 金	30,779
投 資 そ の 他 の 資 産	34,950	そ の 他 利 益 剰 余 金	30,779
投 資 有 価 証 券	2	繰 越 利 益 剰 余 金	30,779
関 係 会 社 株 式	32,581	自 己 株 式	△1
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	416	評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
敷 金 及 び 保 証 金	964	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
繰 延 税 金 資 産	1,167	新 株 予 約 権	352
貸 倒 引 当 金	△181	純 資 産 合 計	38,029
資 産 合 計	52,738	負 債 ・ 純 資 産 合 計	52,738

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	31,953
売上原価	1,743
売上総利益	30,209
販売費及び一般管理費	24,002
営業利益	6,207
営業外収益	
為替差益	13
受取利息	6
受取配当金	1,250
業務受託手数料	4
その他	41
営業外費用	
支払利息	37
貸倒引当金繰入	36
その他	7
経常利益	7,443
特別損失	
固定資産除却損	15
関係会社株式評価損	57
投資有価証券評価損	1
その他	74
税引前当期純利益	7,368
法人税、住民税及び事業税	2,045
法人税等調整額	△98
当期純利益	5,421

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社エス・エム・エス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	香	山	良
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	脇	本	恵一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エス・エム・エスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エス・エム・エス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社エス・エム・エス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	香	山	良
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	脇	本	恵一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エス・エム・エスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社エス・エム・エス 監査等委員会

監査等委員長 松 林 智 紀 ㊞

監査等委員 伊 藤 耕 一 郎 ㊞

監査等委員 鈴 村 豊 太 郎 ㊞

(注) 監査等委員松林智紀、伊藤耕一郎及び鈴村豊太郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、成長への投資を優先した上で、財務の状況を勘案し、配当の実施と金額を決定することを基本方針としております。このような方針に基づき当期につきましては、配当を実施できると判断いたしましたので、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10.5円、総額915,046,010円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 場所の定めのない株主総会について（変更案第13条）

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が2021年6月16日に施行されたことに伴い、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと場所の定めのない株主総会（いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）の開催が可能となりました。遠隔地の株主様など多くの株主様が出席いただきやすくすることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、感染症や自然災害等の大規模災害時のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第13条（招集）に第2項を新設するものがあります。なお、本議案の上程にあたり、当社は場所の定めのない株主総会の開催に必要な経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けています。

(2) 株主総会資料の電子提供制度について（変更案第15条）

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第12条 (条文省略) (招集)</p>	<p>第1条～第12条 (現行どおり) (招集)</p>
<p>第13条 定時株主総会は毎年事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。 (新 設)</p>	<p>第13条 定時株主総会は毎年事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。 ② <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>第14条 (条文省略) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>	<p>第14条 (現行どおり)</p>
<p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (新 設)</p>	<p>(削 除) (電子提供措置等) 第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u> ② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しない。</u></p>
<p>第16条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第16条～第46条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(附則)</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(附則)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずる。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>③ 本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関し、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会における答申を経ております。

また、監査等委員会において異論のない旨を確認しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任・社内</div> 後藤夏樹 (1976年2月25日生)	2004年4月 アイ・ビー・エム ビジネスコンサルティング サービス(株) (現日本アイ・ビー・エム(株)) 入社 2007年5月 (株)ベイカレント・コンサルティング入社 2007年12月 当社入社 2008年4月 当社経営企画室長 2009年3月 当社管理本部長 2009年6月 当社取締役 2013年4月 当社海外事業本部長 2014年4月 当社代表取締役社長 (現任) 当社介護事業本部長 2017年4月 当社事業開発本部長 2018年12月 当社指名・報酬諮問委員 (現任) (重要な兼職の状況) エムスリーキャリア(株)取締役	普通株式 139,287株
取締役会への出席回数 当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席しました。			
取締役候補者とした理由 後藤夏樹氏は、2009年の取締役就任以来、管理部門、海外、介護事業等様々な部門を率い、多様なマネジメントの経験を有しています。また、2014年からは代表取締役として全社を率い、大幅な増収増益を継続させています。以上のことから、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
2	<div data-bbox="269 334 424 364" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任・社内</div> 杉崎政人 (1975年10月15日生)	1998年4月 三井リース事業(株)(現JA三井リース(株))入社 2004年3月 (株)アッカ・ネットワークス (現ソフトバンク(株))入社 2009年4月 当社入社 2009年10月 当社総務部長 2011年4月 当社経営管理部長 2015年4月 当社経営管理本部長(現任) 2016年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) エムスリーキャリア(株)監査役	普通株式 40,000株
取締役会への出席回数 当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席しました。			
取締役候補者とした理由 杉崎政人氏は、2009年の当社入社より、総務部長・経営管理部長・経営管理本部長としてコーポレート部門を率い、その強化に尽力してきました。また、2016年からは取締役に就任し、豊富な経験を活かし、引き続き当社の成長に貢献しています。以上のことから、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 後藤夏樹氏の所有する当社の株式数には、持株会の持分が含まれております。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その内容は本招集ご通知23ページに記載のとおりです。当該契約は2022年11月に同内容での更新を予定しています。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関し、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会における答申を経ております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任・社外・独立</div> <small>まつ ぼやし とも き</small> 松林智紀 (1973年2月5日生)	2000年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属弁護士となる） 田辺総合法律事務所入所 2002年7月 日本銀行入行 2004年2月 田辺総合法律事務所復帰 2007年11月 当社社外取締役 2007年12月 田辺総合法律事務所パートナー 2010年6月 当社非常勤監査役 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 当社監査等委員長（現任） 2017年3月 のぞみ総合法律事務所入所 2018年4月 のぞみ総合法律事務所パートナー（現任） 2019年4月 当社筆頭独立社外取締役（現任） 2020年5月 当社指名・報酬諮問委員長（現任） （重要な兼職の状況） のぞみ総合法律事務所パートナー	普通株式 1,505株
1	取締役会及び監査等委員会への出席回数 当事業年度に開催された取締役会12回、監査等委員会12回の全てに出席しました。		
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 松林智紀氏は、弁護士として長年にわたり活躍しており、法律の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。同氏は、当社の監査等委員である社外取締役に就任する前は、当社の社外取締役及び非常勤監査役であったことがあり、その在任期間を通算すると、本総会の終結の時をもって14年7ヵ月となります。当社は、社外取締役（監査等委員）については、在任期間が長い役員の実績を活かすことと、新たな役員による社外の新しい視点を入れることの調和を図るべく、在任期間についても多様性を実現することとしており、同氏は、この観点からも当社の社外取締役（監査等委員）として重要な役割を果たしています。より具体的には、同氏は、社外取締役（監査等委員）候補者の中でただ一人、当社創業に近い時期から社外役員として当社の経営に関与してきており、当社の企業理念及びそれを踏まえた株主を含むステークホルダーへの貢献のあり方に関する深い理解を有しております。同氏は、これらの経験及び理解を踏まえて、経営陣が当社グループの企業理念の実現と長期的な企業価値向上に繋がる経営を実行するための実効的な監視・監督機能を果たすことで、当社に対する余人をもって代えがたい貢献を期待できます。また、同氏の役員としての在任期間は、代表取締役の役員としての在任期間を上回るものであり、代表取締役に對する実質的な牽制機能も期待できます。さらに、一般株主との利益が相反するような事情もなく、独立した立場からの経営陣に對する実効的な監視・監督を期待できることから、引き続き社外取締役候補者としたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株 式 数
2	<div data-bbox="264 439 479 465" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任・社外・独立</div> <div data-bbox="264 474 479 538"> <small>すずむら</small> 鈴 村 豊 太 郎 (1975年 8 月 25 日生) </div>	<p>2004年 4 月 IBM Tokyo Research Laboratory (TRL) (現IBM Research - Tokyo) 主任研究員</p> <p>2009年 4 月 東京工業大学大学院・情報理工学研究科 客員准教授</p> <p>2013年 4 月 University College Dublin客員准教授</p> <p>2013年10月 IBM Research - Ireland Research Staff Member</p> <p>2015年 4 月 米国 IBM T. J. ワトソン研究所 リサーチサイエンティスト</p> <p>2016年 4 月 スペイン国立研究所 Barcelona Supercomputing Center客員教授 (現任)</p> <p>2018年 9 月 MIT-IBM Watson AI Lab プロジェクト代表</p> <p>2020年 6 月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>2021年 4 月 東京大学大学院・情報理工学系研究科教授 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 東京大学大学院・情報理工学系研究科教授</p>	普通株式 49株
<p>取締役会及び監査等委員会への出席回数 当事業年度に開催された取締役会12回、監査等委員会12回の全てに出席しました。</p>			
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 鈴村豊太郎氏は、国際的なコンピュータ科学者として活躍しており、ビッグデータの分析・活用などの分野においての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。当社がミッションに掲げる「高齢社会に適した情報インフラの構築」を実現していく上で、当社が保有する国内外の医療・介護・ヘルスケア関連の膨大なデータの経営への活用が必要不可欠となっております。同氏のグローバルで培われた豊富な知識、経験と幅広い見識により、当社のこれらの活動の推進にあたっての監視・監督機能が発揮されることに加え、示唆に富む助言を期待できます。また、一般株主と利益が相反するような事情もなく、独立した立場からの経営陣に対する実効的な監視・監督を期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
3	<p data-bbox="264 370 483 400">新任・社外・独立</p> <p data-bbox="264 400 483 476">高木 暢子 (戸籍上の氏名：寺岡 暢子)</p> <p data-bbox="264 476 483 521">(1977年10月22日生)</p>	<p data-bbox="498 189 1149 249">2002年10月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所</p> <p data-bbox="498 249 1149 287">2006年5月 公認会計士登録</p> <p data-bbox="498 287 1149 355">2006年8月 税理士法人トーマツ (現デロイト トーマツ税理士法人) 入所</p> <p data-bbox="498 355 1149 393">2007年11月 GCA(株) (現フリーハン・ローキー(株)) 入社</p> <p data-bbox="498 393 1149 430">2011年3月 日本電気(株)入社</p> <p data-bbox="498 430 1149 491">2017年7月 高木暢子公認会計士事務所代表 (現任) (株)I-ne社外監査役</p> <p data-bbox="498 491 1149 529">2018年4月 (株)COEING AND COMPANY代表取締役 (現任)</p> <p data-bbox="498 529 1149 567">2018年6月 (株)ユー・エス・エス社外取締役 (現任)</p> <p data-bbox="642 597 1005 695">(重要な兼職の状況) (株)COEING AND COMPANY代表取締役 高木暢子公認会計士事務所代表</p>	—
<p data-bbox="264 710 1338 945">社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 高木暢子氏は、公認会計士として、監査法人及び税理士法人での勤務経験のほか、M&Aアドバイザー 一会社におけるM&A助言業務、事業会社における戦略立案業務、経営コンサルティング会社の経営、 上場会社における社外役員など、財務・会計の専門家及び経営コンサルタントとしての豊富な知識、 経験と幅広い見識を有しております。また、一般株主と利益が相反するような事情もなく、同氏の知 見を活かして、独立した立場からの経営陣に対する実効的な監視・監督を期待できることから、社外 取締役候補者となりました。</p>			

- (注) 1. 鈴木豊太郎氏の所属先である国立大学法人東京大学と当社との間には共同研究に係る取引関係があります。松林智紀氏及び高木暢子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松林智紀氏、鈴木豊太郎氏及び高木暢子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、松林智紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。当社は同氏の以前の所属先である田辺総合法律事務所と法律顧問契約を締結していますが、①同氏は、2007年11月に当社社外取締役に就任した後は同法律事務所において当社の依頼案件に関与していなかったこと、②同氏は、2017年2月末に同法律事務所を退所していること、③当社グループと同法律事務所との契約金額はいずれの事業年度においても当社グループ及び同法律事務所それぞれの年間連結総売上高に対し1%未満かつ1,000万円未満であることから、当社と田辺総合法律事務所との間の法律顧問契約は、同氏の社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。なお、同氏の現在の所属先であるのぞみ総合法律事務所と当社グループとの間には取引関係はありません。また、同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、過去に当社の業務執行者ではない役員（社外取締役・非常勤監査役）であったことがあります。同氏の監査等委員としての在任期間は、本総会の終結の時をもって6年となり、過去の当社の業務執行者ではない役員としての在任期間を通算すると、本総会の終結の時をもって14年7ヵ月となります。当社の社外取締役の在任期間に関する考え方や、当社が同氏に期待する余人をもって代えがたい貢献については「社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要」に記載のとおりであり、これらの事情を鑑みれば、同氏の当社役員としての在任期間が長いことは、社外取締役としての独立性にマイナスの影響を及ぼすものではなく、むしろ寄与するものであると考えております。
4. 当社は、鈴木豊太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。当社は、同氏の所属先である国立大学法人東京大学と共同研究及び求人広告掲載等に係る取引関係がありますが、同法人との取引金額はいずれの事業年度においても当社グループ及び同法人のそれぞれの年間連結総売上高に対し1%未満かつ1,000万円未満であることから、当社と同法人との取引は、同氏の社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。なお、同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、高木暢子氏が選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。
6. 当社は、松林智紀氏及び鈴木豊太郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。上記各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は松林智紀氏及び鈴木豊太郎氏との間で、上記責任限定契約を継続し、高木暢子氏との間で、上記責任限定契約と同内容の契約を締結する予定であります。
7. 松林智紀氏及び鈴木豊太郎氏の所有する当社の株式数には、持株会の持分が含まれております。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その内容は本招集ご通知23ページに記載のとおりです。なお、高木暢子氏が選任された場合には新たに当該契約の被保険者となります。当該契約は2022年11月に同内容での更新を予定しています。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関し、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会における答申を経ております。

また、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
みず ぬま た ろう 水 沼 太 郎 (1971年7月6日生)	2000年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会所属弁護士となる) 三宅坂総合法律事務所入所 2009年4月 三宅坂総合法律事務所パートナー 2012年5月 新星総合法律事務所入所 2015年9月 大武法律事務所入所(現任) (重要な兼職の状況) 大武法律事務所弁護士	—
<p>補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>水沼太郎氏は、弁護士として長年にわたり活躍しており、法律の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。特に、同氏は、医療機関における法律業務を数多く取り扱っており、当社の事業領域の一つである医療の領域にも精通しております。また、一般株主との利益が相反するような事情もなく、独立した立場からの経営陣に対する実効的な監視・監督を期待できることから、補欠の社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 水沼太郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 水沼太郎氏は、補欠の社外取締役候補者であります。本議案が承認可決された場合において、同氏が社外取締役に就任したときは、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 水沼太郎氏が監査等委員である取締役に就任したときは、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その内容は本招集ご通知23ページに記載のとおりです。なお、水沼太郎氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、新たに当該契約の被保険者となります。当該契約は2022年11月に同内容での更新を予定しています。

以上

<ご参考> 本株主総会終結後の取締役会の構成とスキル・マトリックス

1. 取締役会の構成

5名中3名が独立社外取締役（うち女性1名）

2. 取締役のスキル・マトリックス

氏名	地位	属性	特に期待する知見・経験						
			企業 経営	事業 知見	国際 経験	法務・リスク マネジメント	会計・ 税務	情報・ システム	ESG
後藤 夏樹	代表取締役社長	再任	●	●	●	●	●	●	●
杉崎 政人	取締役	再任	●	●	●	●	●	●	●
松林 智紀	取締役 (監査等委員)	再任 社外 独立		●		●			●
鈴木 豊太郎	取締役 (監査等委員)	再任 社外 独立			●			●	●
高木 暢子	取締役 (監査等委員)	新任 社外 独立			●		●		●

社外 社外取締役 独立 独立役員

＜ご参考＞ 社外取締役の独立性に関する基準

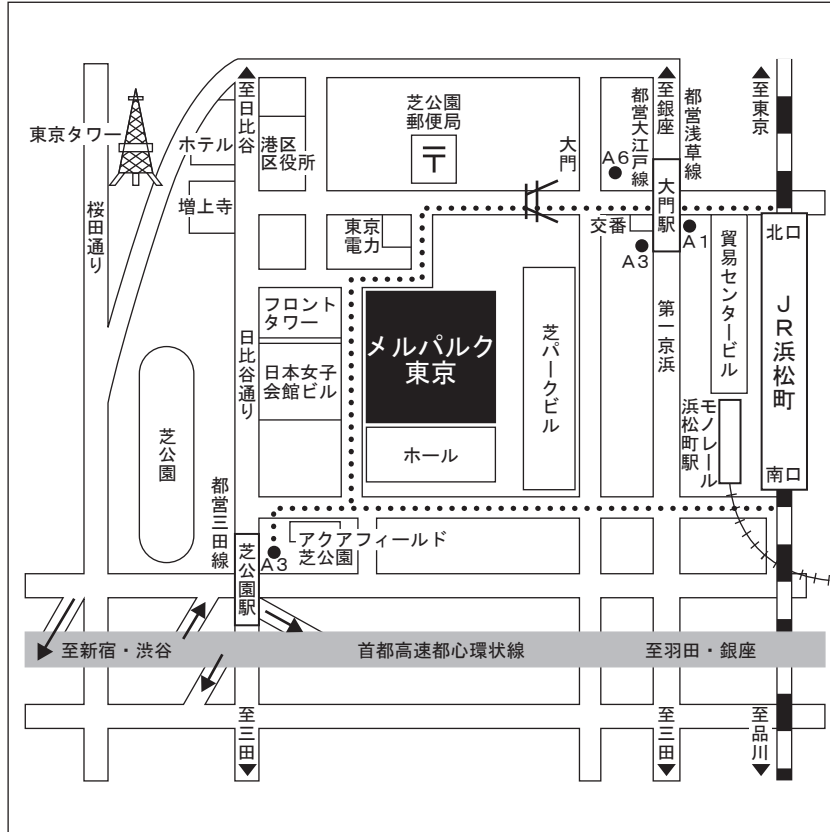
当社は、社外取締役を独立役員として指定する要件として、独立性を客観的に判断するための基準を以下のとおり定め、社外取締役が以下の項目のいずれにも該当しない場合には、当社にとって十分な独立性を有するものと判断します。

- (1) 当社グループの業務執行者又は過去5年間において業務執行者であった者
- (2) 当社グループの取引先で、直近事業年度における当該取引先に対する当社グループの売上高が当社グループの年間連結総売上高の1%を超える取引先又はその業務執行者
- (3) 当社グループを取引先とする者で、直近事業年度における当社グループに対する売上高がその者の年間連結総売上高の1%を超える者又はその業務執行者
- (4) 当社グループから役員報酬以外に1,000万円を超える金額・その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体に属している場合は、当該団体との取引において双方いずれかの年間連結総売上高の1%超もしくは1,000万円超）
- (5) 当社グループの主要借入先（資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者）又はその業務執行者
- (6) 当社の主要な株主（議決権所有割合10%以上の株主）又はその業務執行者
- (7) 当社グループから直近事業年度において1,000万円を超える寄付を受けている者
- (8) 当社グループの会計監査人又はその業務執行者等として当社グループの監査業務を担当している公認会計士
- (9) 当社グループとの間で相互に取締役を派遣している会社の業務執行者
- (10) 過去3年間のいずれかの時点において、上記（2）から（9）までのいずれかに該当していた者
- (11) 上記（1）から（10）までのいずれかに該当する者（ただし、（5）から（8）までに関しては、重要でない者を除く。）の配偶者又は二親等以内の親族
- (12) 上記（1）から（11）までのほか、一般株主と利益相反が生じうるなど、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事由がある者

なお、当社は、社外取締役（監査等委員）については、在任期間が長い役員の実験を活かすことと、新たな役員による社外の新しい視点を入れることの調和を図るべく、在任期間についても多様性を実現することとしております。そのため、在任期間についての基準は設けておりません。

株主総会会場ご案内図

東京都港区芝公園二丁目 5 番20号
メルパルク東京 5階 「瑞雲（ずいうん）」
電話 03 (3433) 7211



最寄駅

都営地下鉄 三田線 芝公園駅(A3出口)より徒歩2分

都営地下鉄 浅草線・大江戸線 大門駅(A3・A6出口)より徒歩4分

J R 山手線・京浜東北線 浜松町駅(北口・南口)より徒歩8分

モノレール 浜松町駅(北口)より徒歩8分

ご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解の程、お願い申し上げます。